

めまろ 議会だより

わたしたちの町議会

No.105 2007.8

 ■発行/芽室町議会
 ■編集/議会運営委員会

 TEL.0155-62-9731 FAX.0155-62-9813
 〒082-8651 北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地
<http://www.memuro.net/>
 E-mail:g-shomu@memuro.net

平成19年第5回 6月町議会定例会



6人の議員が町長の町政に対する姿勢について、たどりました!!

公立芽室病院の1億円投資について



◎質問者：高橋 仁美 議員

Q：1点目、3月議会に、「留保資金7億円のうち1億円を投資有価証券にしたい」という補正予算の提案があり賛成多数で議決したが、どのようなものにどれだけ投資したのか。また、手数料はいくらか。

2点目、投資した商品の状況について、半年、1年など定期的に議会に報告すべきだと思いがいかか。また、3月には「利率は最低1%、最高で5年目3.4%という利率もあるが変動もある。」と説明しているが、5年間の利息はどれ位を見込んでいるのか。

A：町長 1点目、投資の内容は、有価証券であるユーロ円債に対する1億円。ユーロ円債とは、日本以外の国や地域で発行される円建て債権のことで、発行体はみずほインターナショナルである。

投資期間は最長5年、最短1年となっており、これは発行体コール型早期償還条項付と呼ばれるもので、1年から5年の期間内に発行体側において不利な状況が発生した場合は、その時点で元金が100%、それと、その時点での利息分が償還される仕組みである。

利払いについては毎年1月と7月で、年2回の支払いとなっており、手数料はかからない。

2点目、この有価証券の内容については、日々変動するものではなく、特に議会への定期的な報告が必要とは考えていないが、発行体側からの期間内償還がなされた場合はもとより、予算・決算議会において報告を考えている。

利率は最低1%の保証。1年目は1%、2年目は1.6%、3年目は2.2%、4年目は2.8%、5年目は3.4%となっているが、各年の金利計算開始日2日前のイギリスロンドンにおける6か月の短期資金貸借利率を引くことになっているので、現時点の短期資金貸借利率0.7475%で5年間投資したとするならば、1年目、2年目の1%最低保証金と3年目以降の利率分を合わせ、5年間の利息としては815万7,500円を見込んでいる。

Q：商品を購入した日、お金を払い出した日、町長が決裁した日はいつか。

A：病院事務部長 当初は有価証券の範疇に入らないという考えで、病院の院長決裁で1月12日に預けた形となった。その後、色々な情報を得て取扱いを検討した結果、有価証券の一部だということがわかったため、3月議会に補正予算を組んで説明したところである。

Q：それではなぜ3月議会で、そういう点をきちんと説明しなかったのか。

A：病院事務部長 説明に不十分な点があったことについてはお詫び申し上げたい。

A：町長 3月議会に説明が足りなかったことについてはお詫びを申し上げます。

高齢者の社会参加と生きがい 対策について

◎質問者：高橋 仁美 議員

Q：1点目、本町における平成10年・15年から19年までの高齢者数と高齢化率の推移を伺いたい。

2点目、最近、高齢者の社会参加・生きがい作り活動を行う団体などが減少傾向にあるようだが、その実態と要因・影響をどのように把握し分析しているか。

3点目、老人クラブの会員数と加入率について、平成10年・15年から19年までの推移を伺いたい。

4点目、柏樹学園は開設30周年を迎えるが、学園生のピーク年はいつか。

5点目、学園生の中には、「学習内容や運営方法がマンネリ化して魅力に欠ける」とも聞かすが、思い切った見直しが必要ではないか。

A：町長 1点目、各年4月1日現在の住民基本台帳による高齢者数と高齢化率の推移は、平成10年、65歳以上が3,142人、総人口に対する高齢化率は17.6%。平成15年、3,660人、19.8%。平成16年、3,762人、20.3%。平成17年、3,877人、20.8%。平成18年、3,999人、21.2%。平成19年、4,078人、21.4%となっている。

2点目、活動の範囲を高齢者に限定している団体数を把握するのは難しいが、町全体の住民活動ということでいえば、概ね200を超える団体が健康、福祉、文化、スポーツ、子育て、環境、経済、消費といった広い分野で活動していると考えている。正確な団体数の増減の推移は把握できないが、全体的な傾向としては少人数単位の活動が増えてきていると感じている。また、老人クラブ連合会のように、会員数が減少している実態もある。要因として考えられるのは、趣味を楽しむ機会の充実や健康意識の向上といった生活環境の変化、少人数活動の指向、就労意識の高まりといった社会変化などに伴い、高齢者像が変化していることがあると考えている。

今後考えられる影響としては、高齢者の増加に対して、最近、茶話会的な活動や、気の合った仲間と趣味を楽しむなど、小さな単位の活動は増えているが、反対に家から外に出て社会参加や生きがい活動をしない方も増えている。そういった方が家庭に閉じこもることによって、介護が必要になるケースも生まれることなどが予想されている。

3点目、各年4月1日現在の65歳以上の老人クラブ会員数と加入率の推移は、平成10年、会員数1,759人、65歳以上人口に対する加入率60.0%。平成15年、1,881人、51.4%。平成16年、1,869人、49.7%。平成17年、1,850人、47.7%。平成18年、1,787人、44.7%。平成19年、1,740人、42.7%となっている。

A：教育長 4点目、開設時の昭和53年には228人の入園生によりスタートし、入園生のピークは平成8年の582人である。

5点目、学習やクラブ活動の内容については、毎年学園生からアンケート調査を実施し、その結果を参考にし、内容を決定しているが、今後も学園生からの意向調査を行い、学園生のニーズに合った学習内容に努めてまいりたい。



柏樹学園

防災対策について

◎質問者：高橋 仁美 議員

Q：1点目、町民が安心・安全な生活をするためには、防災対策の充実が重要と考えるが、本町の防災対策の現状と課題について伺いたい。

2点目、災害時の備蓄品はどこにどのような物がどれ位保管されているか。

3点目、防災に関わる今年度の取組はどのような計画があるか。

4点目、自然災害ばかりでなく、この頃は安心して安全に生活することも脅かされる様々な人的災害が起きている。本町では平成10年、芽室町生活安全条例を制定し、生活安全推進協議会も設置しているが、十分機能していないのではないかと。また、似たような活動を行う団体などとの整理統合なども検討してはいかがか。

A：町長 1点目、本町では、国の災害対策基本法に基づき、昭和48年に芽室町地域防災計画を作成、平成2年、平成10年、そして昨年6月に見直しをしたところである。

行政が行うべき防災対策として、関係機関との調整、災害の未然防止と被害軽減のための施設の整備、各種の備蓄品の確保、町民への防災啓発等があり、平成14年度に防災のしおり、15年度には洪水ハザードマップ、本年5月には防災ハンドブックを全戸に配布したところである。

一方、町民の皆さんにご協力をいただく地域防災

訓練の取組として、平成16年に緑町東町内会に自主防災組織が設置され、毎年自主的な防災避難訓練が実施されており、平成17年には麻生町内会、18年には青葉東町内会にご協力をいただき防災避難訓練を実施している。

今後は町全体の防災体制の整備とともに、地域防災の確立と定着を目指し、避難施設の確保と整備、避難場所への安全な避難誘導のための住民協力体制づくり、避難住民用の生活物資と生活環境物資の確保、そして何より実地訓練の実施が課題と考えている。

2点目、役場庁舎には道防災行政無線のファックス3台、非常用発電機1台、携帯衛星電話2台、担架1台、美生ダム管理センターには投光機3セット、防滴ラジオライト10台、発電機2台、毛布20枚、役場第2庁舎には発電機1台、車両センターにはリヤカー1台、担架1台、健康プラザには乾パン912食、毛布240枚、温水プールには乾パン984食、毛布100枚、消防庁舎には毛布60枚、中央公民館には毛布300枚、芽室南コミュニティセンターには発電機1台、石油ストーブ1台、乾パン1,772食、給食センターにはアルファ米200食、毛布280枚を、それぞれ保管している。

3点目、今年の9月1日、西十勝消防組合が計画している防災訓練にあわせ、職員を初め町内会など地域住民を含めた避難、救護、炊き出し等の防災訓練を実施する予定。

今後は防災計画の見直しを含め、避難場所の変更や施設名称の変更等については常に最新の情報にし、住民の皆さんに周知していくこと、また、備品の購入としてカセットコンロ、コンロ用ガスボンベ、エマージェンシート（保温シート）の購入を計画している。

4点目、生活安全推進協議会は平成10年に設立。当初には高齢者参加の地域安全対策、貸し出し自転車、生活安全モデル地域指定等の検討、実践の活動があったが、平成13年10月以降の活動は実質的には休止状態となっている。活動そのものは、帯広防犯協会連合会の支援で行うものと、自主事業である啓発看板設置などが主な活動内容であったが、芽室町青少年健全育成協議会などの活動競合もあり、活動が停滞したものと考えている。今後、その制定目的と活動実態の点検に努めていく考えである。

また、類似団体の整理統合については、行政改革の観点からも進めるべきものと考え、これまでも実施してきたところである。今後も関係団体へ問題提起をしていくが、各団体には設立目的や活動内容の違いがあり、類似団体に対し一概に整理統合を強行することにはならないが、今後とも活動状況、団体構成、構成役員等、広い角度から行政改革の一環として取り進めていきたいと考えている。

メイン通りの空き店舗の実態と今後の見通しについて



◎質問者：藤森善一郎 議員

Q：全国的な視野で考えた場合は、明らかに大型店進出がその原因であると思われる。芽室町にとっても、折角、メイン通りを整備したにも関わらず、空き店舗は目に余る。芽室町農協移転跡地も含め、どのように今後考えるかを町長にお伺いしたい。

A：町長 昨年から芽室町農業協同組合や芽室町商工会と情報交換や意見交換を進め、今後の取り組みなどを協議しているところである。

また、この中心市街地の空き地、空き店舗という重大な課題の解決を図るため、芽室町農業協同組合や芽室町商工会、3つの商店会、さらに消費者協会などに参加をさせていただきワークショップを開催し、中心市街地全体の土地利用や公共的サービスなど、幅広く芽室町の課題をとらえながら、人の流れをどうつくるか、そこに住む人の憩いの場をどうつくるか、また、芽室町の背景、特色から、農村地域、農業者が中心市街地、個店という既存の場をどう使うのか、具体的な施策を策定し、中心市街地の活性化を再生するまちづくりを積極的に進めていかなければならないと認識している。

Q：空き店舗をこのまま放置してはだめだということで、「やるぞ」というどなたかが出てくれば、行政としてもものによっては支援もするぞという気持ちになるのかどうか、伺いたい。

A：近代化事業の終わった後であるし、町の中にかいわい性であるとか、いろいろなものをつくり上げていって、そして商業施設としての役割を發揮していかなければならないと感じている。私たちは関係機関・団体ともしっかりと補完し合わなければならないと思っているし、その中で行政ができる役割については十分發揮をしていきたいと、認識している。



農協跡地

高齢者、なかんずく公営住宅に住んでいる独居老人の現状と今後の取り組みについて

◎質問者：藤森善一郎 議員

Q：高齢化は深刻な問題である。芽室町の公営住宅に住んでおられる独居老人、特に、何かしらの事情で、身寄りもなく、病弱で経済的にも困っている老人の現状と、福祉施策について伺いたい。できれば、今後の更なる取組について町長の優しいご見解をお伺いしたい。

A：町長 平成18年10月現在の65歳以上の人口は4,031人で、そのうち住民基本台帳上で把握したひとり暮らしの方は674人で、65歳以上に占める割合は16.7%となっている。

公営住宅入居者の状況は、現在の総入居戸数は765戸で、そのうち入居申請書で把握したひとり暮らしの方は147戸。

日常生活において何かしらの支援を必要とする方に対する町の高齢者福祉施策としては、除雪サービス、高齢者食事サービス、緊急通報システムサービス、在宅高齢者軽度生活援助事業、いきいきりハビリ教室、からだイキキ運動塾などを実施。

町の役割として、健康面では、介護が必要な状態にならないよう介護予防意識の普及啓発を図ること、生活支援の面では、ひとり暮らしの高齢者の生活実態の把握が重要であると考えている。そのため、民生委員や地域担当職員などを通じて生活実態の変化などの状況把握に努め、支援の必要性がある場合には、本年4月に開設した、地域包括支援センターを総合窓口として速やかに対応していきたいと考えている。

中央保育所の建設位置について



◎質問者：西尾 一則 議員

Q：1点目、中央保育所の民設・民営での民間委託法人と、めむろてつなん保育所の指定管理者として、学校法人十勝立正学園を指定したが、公募条件と違

う建設場所変更について、町長の見解をお伺いいたします。

2点目、町長は駅を中心とした東・西・南地区の公共施設バランスをどのように考えているかお伺いいたします。

A：町長 1点目、現時点での改築場所としては、公募の際に町が示した今の位置での建てかえをベースに据えている。しかし、現在地での建てかえが最適地なのかということになると、保育事業推進における子供たちの安全の確保の観点、建設スペースは適正な入所定数や高い保育効果の実現に適合しているのか、そして建設に係るコストなど、必ずしも最適地と言えない要素があると考えている。

したがって、現在策定中の第4期芽室町総合計画にあわせ、土地利用基本計画の中で、芽室町の子供たちを健やかに育むための快適環境、適正な定員、効率的保育事業を推進するという観点から、建設場所の再検討をしていきたいと考えている。

2点目、一言で公共施設といっても、地域コミュニティの活動に必要な地域集会施設と、教育・文化・福祉施設、さらに商業などの施設は、目的や機能に応じてそれぞれ配置するべきものと考えている。

地域集会施設などは、それぞれ居住地域にバランスよく配置すべきであるが、教育・文化・福祉施設などはできるだけ集約し、コンパクトにまとめ、利用者の利便性を図るということも重要な観点である。

今後については、現在策定中の第4期芽室町総合計画の中で、全町的な課題として庁内検討を進めている。総合計画基本構想の議会提案の段階までには、十分な庁内検討や議会等との意見交換を行いながら、中心市街地・周辺市街地間のバランスなども考慮した土地利用に関して一定の方向性をまとめていきたいと考えている。

芽室町の中・長期的な財政運営のあり方について

◎質問者：西尾 一則 議員

Q：町政執行方針予算の概要の中で、「中・長期的な視点で、計画性を持ち財政シミュレーションとの調整を図りながら、自立を目指す予算を編成した」と言われていますが、次の3点についてお伺いいたします。

議会だよりは要約されています。

議会だよりはスペースの都合上、一般質問・答弁の内容を要約して載せています。詳しくお知りになりたい方は、本会議の全文を掲載している会議録を芽室町役場1階の『情報公開コーナー』に備えていますので、ご利用ください。また、町のホームページ(議会のページ)でも公開していますのでご覧になれます。



1点目、「芽室町自主・自立推進プラン」の財政シミュレーションの見直しで、平成17年度、平成18年度と効果額が減少した要因はわかりませんが、増大となった事業があったのか、お伺いいたします。

2点目、「中・長期的な視点で計画性を持ち財政シミュレーションとの調整を図りながら、自立を目指す」となっていますが、5年、10年先の財政目標は「芽室町自主・自立推進プラン」の財政シミュレーションでよいのかお伺いいたします。

3点目、財政力についてはきたが、公債費、実質公債費、起債制限、経常収支比率は、本町は決して良い方向に向かっているとは思えないが、町長の見解をお伺いいたします。

A：町長 1点目、効果額が増大した項目については、特別職期末手当削減、地域給与制度導入による給料削減、特殊勤務手当削減などの人件費削減効果、退職者不補充による職員配置適正化の効果を初め、個別の事業においては、敬老会とふれあい教室をそれぞれ地域、社会福祉協議会に担っていただいたこと、社会体育施設などの管理運営を指定管理者としたことなどである。

2点目、現在の財政シミュレーションの課題として、基準となる数値が平成15年度決算ベースで算定されていること、地方交付税の減額率をかなり厳しく算出していることなどが今日的財政状況との乖離を生じていること、取り組み効果額が限られた事業で積算されていることなど、新たな行財政環境の変化に順応していないことなど、必ずしも実態に即しているとは言いがたいところでもある。

大幅な見直しによる財政基本計画再構築の詳細については現在検討中であるが、現在の財政制度の急激な変化や社会経済情勢の変化に的確に対応するためには、3から5年程度の見通しが今日的には最も適正であると考えており、総合計画との連動を図りながら毎年見直しをしていくような手法がより良いと考えている。

3点目、各種財政指標を踏まえた本町の財政力についての見解。

	17年度 決算	18年度 決算見込み	19年度当初 予算ベース
公債費比率	12.5%	11.5%	14.2%
実質公債費比率	15.3%	15.4%	16.2%
起債制限比率	7.8%	8.0%	8.9%
経常収支比率	82.5%	82.5%	89.6%

これら指標の数値は、計算のもととなる経常一般財源である普通交付税の額などによって大きく変わってくる。この数値は道内や管内市町村と比較する

と、平均よりも低い数値となっはいるものの、全体としては横ばいまたは悪化の傾向にある。

現時点においてはすぐに危機的な財政状況となるとは考えてはいない。しかし、今後国の三位一体改革第2期の動向や、北海道の行財政の現状を考えると、本町の財政運営もさらに厳しさを増すものと予測している。

生活保護制度の活用にあたっての改善策について



◎質問者：梅津 伸子 議員

Q：生活保護制度は、言うまでもなく、経済的理由で生活に困っている人がだれでも申請でき、条件に合っていれば差別なく平等に保護を受けることができる国の保障制度であり、憲法25条で国が国民に対して「健康で文化的な最低限度の生活を保障」している生存権を具体化した制度である。国は、母子・老齢加算の廃止など、生活保護政策の後退を実施してきており、このことが、保護受給者だけでなく、国民・住民全体の暮らしを引き下げるなど、痛ましい事態が頻発している。本町においても、深刻な事態が起きている。深刻な事態になることのないよう、窓口担当業務を行う本町の役割として、改善すべき点があると考え、見解を伺いたい。

1点目、相談件数は年間何件か。

2点目、法の精神をいかし、活用しやすくする方法として、ポスター掲示、窓口に申請用紙を置く対応など行うべきと考えるが、見解を伺いたい。

A：町長 1点目、平成18年度における本町の生活保護相談件数は13人、延べ40件であり、この結果十勝保健福祉事務所へ申請したのは10人、結果的に生活保護受給者として認定されたのは9人である。

2点目、十勝保健事務所にも尋ね、「生活保護を申請する方へ」というリーフレットと申請書をカウンター上に備えているが、相談に基づくことを前提としているところである。また、今年4月から、庁舎1階西側に相談コーナーのスペースを確保し、相談者のプライバシーの保護などに配慮しているところであり、今後も相談機能を充実していく考えである。

いずれにしても、相談窓口において相談者を門前払いするような対応はあってはならないものであり、今後も十勝保健福祉事務所と十分連絡をとり、相談しやすい環境を整え、相談者へ対応していく考えである。

ごみ手数料について資源・環境保護問題の視点から値上げすべきではない

◎質問者：梅津 伸子 議員

Q：町は、自主・自立推進プランに基づくとして、現在のごみ手数料の値上げを検討している。このことに関して次の3点について見解を伺いたい。

1点目、自主・自立推進プランは、地域特性をいかして理想郷の芽室づくりを行うとしているが、財政的な側面からの取組が強調先行されている。ごみ問題は、資源・環境保護問題の視点ぬきの解決はあり得ないと考えられるものである。住民とともに取り組む政策的方向を打ち出すべきと考え、見解を伺いたい。

2点目、芽室町のごみは減ってきている状況にあるが、有料化実施にあたり、「ごみを減らすため」「ごみを出す人とあまり出さない人との不公平をなくす」とした説明と、値上げ検討は整合性に欠く。このことについて見解を伺いたい。

3点目、今回の値上げ検討の理由として、住民負担の範囲を現行の収集運搬経費の(50%)から、処理経費も含めた経費の40%にするとし、処理経費の増加に対応するものとしている。処理経費の増加は資源ごみの量の増加によるものである。国による発生源での規制のないまま、処理経費を含めて住民につけまわすことは、負担増と同時に、住民のごみ分別、リサイクル意識に逆行するものとなる。よって、手数料引き上げは行うべきでないと考え見解を伺いたい。

A：町長 1点目、自主・自立推進プランの財政シミュレーションは新たな行財政環境の変化に順応すべく、今年中に見直しをする考えである。ごみ手数料の改正に係る町民への説明会は、6月20日から7月4日にかけて9会場で開催する予定であり、ここでご意見をお聞きしたいと考えている。

総合的な環境政策については、クリーンめむろ環境基本条例、クリーンめむろ大作戦パート2をもとに実行中であり、さらに現在策定中の第4期芽室町総合計画にも将来を見越し、具体的な環境政策を盛り込んでいきたいと考えている。

2点目、本町のごみ排出量は、確かに減少傾向にある。しかし、その一方でごみ処理費は減少していない状況下であり、むしろ一般会計の総額が減少していく中においては運搬処理費のウエートは高くなっている。本町のごみ減量化の状況を鑑み、手数料の改正理由との整合性については慎重に判断していきたいと考えている。

3点目、我が国は、事業者が容器包装の回収・処理責任を負わせる、いわゆる拡大生産者責任になっておらず、収集・運搬・処理費用を自治体が負担している状況である。その中で、本町は資源ごみ自体

は減量している状況。

しかし、減量しても十勝環境複合事務組合の分担金が減額になっておらず、このことは構成市町村のごみの有料化の影響を強く受けているものと分析しており、複合事務組合の制度上、ある意味ではやむを得ないことであると考えている。

負担を町民の皆様が転嫁することは、町民の皆さんのごみ分別意識、リサイクル意識に微妙な影響を及ぼすものと懸念しているところである。この点も判断材料の1つに加え、手数料の改正について十分考慮していきたいと考えている。

Q：ごみの問題は、国がきちんとならないと住民負担に来てしまう。そのことも見据えて、全国的には既に取組が行われている例もある。

第4期総合計画に向けて、芽室でどうしていくのかということをごきちんと考える必要があるのではないか。値上げするだけが能ではないのではないかと。

A：町として絶対これから考えていかなければいけないのは、やはり資源循環型の政策の確立ということが必要になってくるだろうと受け止めている。

これからのごみの問題は、どのぐらい減らしたからこれでよしということにもなかなかならない問題であるので、地球環境という観点に立つと、長く大きな運動をしていかなければならないと考えている。

子供達が安全・安心で健やかに暮らせるまちづくりについて

◎質問者：常通 直人 議員



Q：昨今、青少年（子ども達）が巻き込まれる事件や交通事故が日本中で大変多く起きていていると感じる。昨年も本町において、登下校時に不審者による声掛け等が何件かあったと聞いている。幸い、芽室町においては、みどりのおばさん制度の継続、子ども達の安全サポート隊の設置、子ども達の安全・安心情報発信システムの構築等、町の施策として、子ども達を守るんだという強い思いが感じられ、大変心強く思っている。そこで、

1点目、みどりのおばさん制度の継続について、現状の認識と課題を町長に伺いたい。

2点目、子ども達の安全サポート隊について、いつ、どのようなかたちで設置を考えているか町長に伺いたい。

3点目、安全・安心情報発信システムの構築に関して、どのようなシステムでいつから活用するのか町長に伺いたい。

A：町長 1点目、現在、芽室町専任交通指導員（通称：みどりのおばさん）は10名。児童生徒やお年寄りなどの街頭指導とともに、不審者などから児童生徒を守る監視役として、また、登下校時における子供たちとの触れ合いから精神的な支えとして、みどりのおばさんが果たす役割は大変大きなものがあると、認識をしている。

しかし、町がみどりのおばさんを設置したからいいと考えることなく、それと並行した保護者、町内会、PTA、学校などが連携した子供の安全・安心確保システムを協働でつくり上げることが重要な課題であると考えている。

2点目、サポート隊には、学校、PTA、保護者、町内会、そしてお仕事を離れられた主に団塊の世代の方々などの協力をお願いし、組織化すること考えているところである。今後は、行政の協力や支援のあり方を含め、組織の組み立て等について、教育委員会とも連携し、来年度からの実質的組織活動が始動できるよう進めてまいる考えである。

3点目、安全・安心情報発信システムは、児童生徒をねらった不審者の出没、各種の傷害事案等についての情報などを保護者の皆さんや関係機関へ携帯電話の電子メールを活用して、出来るだけ早く情報提供し、事後の対応や未然防止に役立てていくものである。システムは電子メールを使用し、携帯電話へ一斉送信するもので、情報発信を希望する方は、役場庁内システムで用いる電子メールソフトにメールアドレスを登録し、不審者情報等を一斉配信するものである。

住民の皆さんに4月号の広報誌で周知し、現在、登録希望者を受け付けているが、今月末にはリスト集約を終え、7月初旬から情報を発信する予定。



交通安全教室

町職員の地域奉仕活動について

◎質問者：常通 直人 議員

Q：本町職員の地域奉仕活動（ボランティア）については、ここ何年かは土・日などの休日に開催され

る各種大会やイベントのお手伝い、また、町内一斉の清掃やゴミ拾いなどに、多くの職員が参加されることは素晴らしい事だと思っている。しかし、自主・自立の町づくりを進めていくためには、今以上に町職員が町民の先頭に立ってボランティアなどの地域奉仕活動に参加していく必要があると考えている。そこで、

1点目、町職員の地域奉仕活動（ボランティア）について、どのように考えているか町長に伺いたい。

2点目、土・日など休日以外（平日）の町職員の地域奉仕活動（ボランティア）についてはどのような考えを持っているか町長に伺いたい。

3点目、町職員が地域奉仕活動（ボランティア）に、もっと積極的に参加しやすくなるような環境を整備したり、新たな制度を構築する考えは町長にあるか伺いたい。

A：町長 1点目、町職員のボランティア活動については、職員の自発的な意思に基づき、他の方や社会に貢献するというボランティア活動を通して、自主性・社会性・連帯性・創造性を養うとともに、それが職員資質の向上や能力開発に結びつくことが期待されるものである。したがって、今後、職員がなお一層、自発的なボランティア活動に積極的に参加することを期待しているところである。

2点目、平成9年度より国家公務員については、被災地または障害者、高齢者等に対するボランティア活動に参加する場合に取得できる特別休暇が制度化され、当町においてもこれに準じ、職員の休暇に関する規則を改正したところである。

また、職員の地域コミュニティー活動への参画を支援する特例として、職務に専念する義務の特例に関する条例により、町内会における葬儀事務出役に際し、町内会長・副会長・総務部長・会計等の地位にある職員の職務に専念する義務を免除する措置も講じている。

各職員に1年間20日間の年次有給休暇も付与されているので、職務に支障のない範囲内で、これらの制度を活用しながら、多様な社会参加活動に参画したいと考えている。

3点目、ボランティア活動はまことに素晴らしいものである。が、行政の本来的業務はその効果が住民全体に公平に提供されるものに対し、ボランティア活動は特定の業務に特化する形で展開し、その対応も対象に応じて、柔軟に変化するという側面を持っている。

したがって、今のところ新しい制度を構築する考えはないが、国の動向も見きわめながら、そして社会変革を見定めながら、慎重に対応したいと考えている。

職員年収と住民年収の格差について



◎質問者：小椋 孝雄 議員

Q：1点目、雑誌プレジデント5月14日号に地方公務員年収ランキングトップ10にあって、芽室町の平均年収は710万円、全国第9位であり、北海道では芽室町1町が対象で第1位でした。都道府県別サラリーマンの平均年収は487万円で、北海道の平均は410万円です。北海道のサラリーマンの年収との300万円の格差をどう考えているのかを伺いたい。

2点目、近年職員の採用人員を少なくしておりますが、一般職員の平均年齢と、今後、新規採用による若返りシミュレーションを伺いたい。

A：町長 1点目、本町の特殊要因としては、公立芽室病院の10人の医師・歯科医師職が含まれていることである。それら医師職を除くと1人当たり57万円減の653万円となる。また、職員の年齢構成を見ると、50歳以上が約43%と、高いことも要因であるが、特殊要因を除く平均年収は十勝管内の平均値であり、人事院勧告に基づく給与制度を運用していることをご理解願いたい。

北海道のサラリーマンの平均年収410万円の算出方法は、平成17年賃金構造基本統計調査とされている。公務員の給与実態調査の労働者定義とは全く異なっていて、単純に比較するのは難しいと考えている。

2点目、対象職員は186人で、平均年齢は45歳9か月。年齢構成は20代7人、構成比3.7%、30代55人、29.6%、40代44人、23.7%、50代80人、43.0%。

今後における新規採用ですが、平成22年4月までに11人、平成26年4月までには、あわせて29人を予定している。年齢構成予測ですが、平成22年度は対象職員167人、平均年齢は44歳9か月。平成26年度は対象職員152人、平均年齢は42歳9か月と予測しており、平成19年4月と比較して平均年齢3歳の若返りを図り、年齢構成比は各年代において、適正なバランスが確保できたものになりたい。

職員数の推移と財政シミュレーションについて

◎質問者：小椋 孝雄 議員

Q：1点目、平成18年度の一般職員数は、10年前と比較し、約30%減少しているとあるが、金額ベースでは何%減少したのか。

2点目、自主・自立推進プランでは、一般職員平成22年の目標値を172人としておりますが、平成19年3月に配付された自主・自立推進プランでの一般職人員は162人です。3月町議会での町長答弁では、19年～22年の間、退職者33人、採用11人とあり、差引22人減の計画を策定しております。19年度一般職人員162人から22人差引しますと140人となります。目標値とのギャップ30人の見解を伺いたい。

A：町長 1点目、人件費比較については、職員総数から保健・医療・福祉関連職員を除いた比較である。

平成9年度決算における一般会計及び特別会計、企業会計等の総計から、特別職など非該当分を除外した人件費は19億3万6,000円。一方同様な算出方法で、平成18年度決算見込における人件費は14億9,018万1,000円となり、その差額は4億985万5,000円、金額ベースでの減少割合は21.57%となる。

町長 2点目、自主・自立推進プランの一般職員、平成22年の目標値172人は、職員定数適正化計画に基づくものであり、この計画による平成19年4月1日の職員数は194人。したがって、平成19年度から22年度までに22人を削減し、平成22年の目標値172人にするものである。

また、本年3月に公表した自主・自立推進プランの平成18年度の見直し版では、グラフにより過去10年間の職員数の推移を掲載している。その際、保健・医療・福祉に関わる職員は必ずしも減少傾向にないことから、その推移を明らかにすべく、その他職員162人と区別したことで、平成19年4月1日の職員数194人と比較して、32人のギャップが生じたものである。これは、定義の異なりから生じたものであることをご理解いただきたい。

議会の動き

■第6回町議会定例会（開催予定）

- ・会期 9月6日（初日）12日～14日（一般質問）10月3日（最終日）いずれも9時30分 役場3階 議場
- ・内容 行政報告2件 芽室町長の資産等の公開に関する条例中一部改正の件 他

■委員会の開催（予定）

○議会運営委員会

- ・日時 8月21日 9時30分 第1委員会室
- ・内容 9月町議会定例会の日程など

- ・日時 9月5日 9時30分 第1委員会室
- ・内容 町議会まめ通信9月号の校正ほか

○平成18年度芽室町各会計決算審査特別委員会

- ・日時 9月18日～21日 いずれも9時30分 役場3階 議場